

富山市富山型デイサービス施設支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市富山型デイサービス施設支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、第4条に規定する事業実施主体が、高齢者、障害者（児）及び児童のすべてを対象としたデイサービス、ショートステイ等の日中及び夜間の介護、訓練及びレクリエーション並びに保護又は預かりを行う施設（以下「富山型デイサービス施設」という。）の整備及び充実に推進するため、事業実施主体に対して、別表に掲げる事業に必要な経費について予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の対象は、次の事業とする。

(1) 富山型デイサービス施設整備事業

富山型デイサービス施設の新築整備を行う事業

(2) 富山型デイサービス住宅活用施設整備事業

ア 住宅等改修事業 富山型デイサービス施設を民家等の既存施設を改修することにより新設整備する事業

イ 機能向上（改修）事業 既存の富山型デイサービス施設に、住まい（宿泊）機能等を付加するなど、サービスの多機能化を図るために施設を改修する事業

ウ 機能向上（環境改善備品等）事業 既存の富山型デイサービス施設における利用者の利便性の向上を図るための備品を購入する事業

(3) 富山型デイサービス転換事業

ア 機能向上（改修）事業 介護保険法に基づく通所介護事業所若しくは小規模多機能型居宅介護事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく生活介護事業所の指定を受けている事業所が、富山型デイサービス施設としての機能を有する事業所に転換するために施設を改修する事業

イ 機能向上（環境改善備品等）事業 介護保険法に基づく通所介護事業所若しくは小規模多機能型居宅介護事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく生活介護事業所の指定を受けている事業所が、富山型デイサービス施設としての機能を有する事業所

に転換するために必要となる備品を購入する事業

(事業実施主体)

第4条 事業の実施主体は、次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の定める特定非営利活動法人
- (2) その他市長が適当と認める法人

(交付の対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の算定方法は、別表により算出された額とする。ただし、算定された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1施設当たり1回限りとする。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第6条 規則第4条に規定する補助金の交付の申請については、富山市富山型サービス施設支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

書 類	様 式	部 数	提 出 期 限
補助金所要額調書	様式第2号	正1部	毎年度市長が定める日
事業計画書	様式第3号	正1部	毎年度市長が定める日
事業計画内訳書	様式第4号	正1部	毎年度市長が定める日

(交付条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 要介護高齢者の他、少なくとも1名以上の障害者(児)又は児童の受け入れを行うこと。
- (2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を受けること。
 - ア 補助対象経費の実支出額(20パーセント以内の変更を除く。)
 - イ 建物の規模(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
 - ウ 利用定員(施設の運営形態を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
- (3) 補助事業を中止、又は廃止する場合、若しくは第1号の要介護高齢者以外の受け入れを行っていない状態が1年以上継続する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (5) 補助事業により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用に努めなければならない。

また、市長の承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (6) この補助金と事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (7) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定する共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (8) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) この補助金の交付と対象経費を重複して、国庫補助金等他の補助金、配分金等の交付を受けてはならない。
- (11) 富山型デイサービス事業を第3条第1号又は同条第2号(ア)に規定する補助金の交付を受けてから、10年以上継続すること。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第8条 規則第12条に規定する補助事業の実績報告については、富山市富山型デイサービス施設支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に、前条第1号から第3号までに規定する承認申請書及び報告書並びにこれに添付する次の書類を添えて、市長の指定する期日までに行わなければならない。

書 類	様 式	部 数	提 出 期 限
補助金精算額調書	様式第6号	正1部	毎年度市長が定める日
事業実績書	様式第7号	正1部	毎年度市長が定める日
変更交付申請書	様式第8号	正1部	毎年度市長が定める日
計画変更書	様式第9号	正1部	毎年度市長が定める日
計画変更承認申請書	様式第10号	正1部	毎年度市長が定める日
事業変更計画書	様式第3号	正1部	毎年度市長が定める日
事業変更計画内訳書	様式第4号	正1部	毎年度市長が定める日
繰越承認申請書	様式第11号	正1部	毎年度市長が定める日
繰越理由調書	様式第12号	正1部	毎年度市長が定める日
年度終了報告書	様式第13号	正1部	毎年度市長が定める日
実績額調書	様式第14号	正1部	毎年度市長が定める日
事業実績書	様式第15号	正1部	毎年度市長が定める日

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条、第5条関係)

区分	基準額	対象経費	補助金額
(1)富山型デイサービス施設整備事業	12,000 千円	・富山型デイサービス施設の新築整備のために必要な工事費又は工事請負費(土地の買収・整地、外構整備に要する費用は除く。) ・事務機器、介護機器、家具、器具等の初設備購入費	ア 第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額
(2)富山型デイサービス住宅活用施設整備事業			
住宅等改修事業	6,000 千円	・富山型デイサービス施設を民家等の既存施設を改修することにより新設整備するために必要な工事費又は工事請負費(土地の買収・整地、外構整備に要す	

		<p>る費用は除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務機器、介護機器、家具、器具等の初設備購入費 	<p>とする。(ただし、中心市街地に限り、富山型デイサービス施設整備事業及び富山型デイサービス住宅活用施設整備事業のうち住宅等改修事業については、アにより選定された額とする。)</p>
機能向上 (改修)事業	6,000 千円	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の富山型デイサービス施設に、住まい(宿泊)機能等を付加するなど、サービスの多機能化を図るための施設改修に必要な工事費又は工事請負費(土地の買収・整地、外構整備に要する費用は除く。) ・事務機器、介護機器、家具、器具等の設備購入費(ただし、改修工事実施箇所に設置するものに限る。) ・ただし、過去において、県補助事業により新築又は改修の整備を実施している部分に係る経費は含まないものとする。 	
機能向上 (環境改善 備品等)事 業	600千円	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の富山型デイサービス施設の利便性の向上に必要な設備の購入費(据付け工事費等は含むものとする。)(ただし、車両の購入に要する費用は除く。) ・1式当たり 300 千円以上の備品とする(ただし、簡易型身体障害者用浴槽のみの購入については1式当たり 100 千円以上とする。) 	
(3)富山型デイ サービス転換 事業			
機能向上 (改修)事業	6,000 千円	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法に基づく通所介護事業所若しくは小規模多機能型居宅介護事業所又は障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 	

		<p>生活介護事業所の指定を受けている事業所が、富山型デイサービス施設へ転換するために行う施設改修に必要な工事費又は工事請負費（土地の買収・整地、外構整備に要する費用を除く。）</p> <p>・ただし、過去において、県補助事業により新築又は改修の整備を実施している部分に係る経費は含まないものとする。</p>	
機能向上 （環境改善 備品等）事業	600 千円	<p>・介護保険法に基づく通所介護事業所若しくは小規模多機能型居宅介護事業所又は障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく生活介護事業所の指定を受けている事業所が、富山型デイサービス施設へ転換するために必要となる設備の購入費（据え付け工事費等は含むものとする。）</p> <p>（ただし、車両の購入に要する費用は除く。）</p> <p>・一式当たり 300 千円以上の備品とする。（ただし、簡易型身体障害者用浴槽のみの購入については 1 式当たり 100 千円以上とする。）</p>	

注

- 1 対象経費には、国庫補助等他の助成制度が適用可能な経費及び設備整備に要する経費を含まないものとする。
- 2 対象経費には、第 2 条に規定する補助金の交付の目的に鑑み、富山型デイサービス施設としての機能向上に直接的に関係性が低いと認められる事業に要する経費を含まないものとする。
- 3 「中心市街地」とは、富山市中心市街地活性化基本計画に規定する区域をいう。